

「富山県高岡地区産業展示施設整備改修等調査検討業務委託公募型プロポーザル」に関する質問への回答（1/12掲載）

番号	該当箇所	質問内容	回答
1	実施要領	<p>実施要領P.1の「4 参加資格要件」に「本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。」とありますが、代表企業がすべての要件を全て満たしていれば、JV（共同企業体）での参加は可能でしょうか。</p>	<p>JVでの参加も可能としますが、代表企業については、全ての参加資格要件を満たし参加申込みを行った者であること、かつ、出資比率が構成員中最大であることとし、構成員については、次の要件を満たすこととしてください。</p> <p>①本プロポーザルの他の参加者（JVの構成員を含む）、再委託先を兼ねることはできないこと。 ②各構成員の出資比率は、20%以上とすること。 ③各構成員は、実施要領「4 参加資格要件」の(5)から(8)までの条件を満たすこと。</p> <p>なお、JVでの参加とする場合は、速やかに実施要領に記載の提出先・問合せ先（県担当者）へ電話連絡のうえ、JV概要（代表企業、各構成員）及び各構成員の企業概要について、様式任意により令和6年1月22日(月)午後5時までに電子メールで提出ください。</p>
2	実施要領	<p>実施要領P.3に記載の「1 事務所等の業務実績一覧」の類似業務実績に関しまして、「契約毎に契約書、仕様書等の写しを添付すること」とありますが、守秘義務のため、契約金額は黒塗りでの提出でよろしいでしょうか。</p>	<p>守秘義務に応じて必要な箇所を黒塗りしていただいて構いません。可能な範囲で業務内容が確認できるようにしてください。</p>
3	実施要領	<p>実施要領P.3~4に記載の「1 事務所等の業務実績一覧」及び「2 業務実施体制」の類似業務実績に関しまして、令和5年度の業務完了実績を記載してもよろしいでしょうか。</p>	<p>令和5年度の業務完了実績は記載しないこととしてください。</p>
4	実施要領	<p>実施要領P.3~4に記載の「1 事務所等の業務実績一覧」及び「3 配置予定技術者の業務実績」の類似業務実績に関しまして、JVでの業務実績も記載してよろしいでしょうか。</p>	<p>JVの構成員及び出資比率を明記したうえで、JVの業務実績も記載して構いません。</p>

番号	該当箇所	質問内容	回答
5	実施要領	実施要領P.4の「3 配置予定技術者の業務実績」において、「手持ち業務については、管理技術者又は主任技術者のみ、企画提案書提出期限日現在で、全ての発注者（国内外問わず）のものについて記載すること。」とありますが、守秘義務契約などで提示できない契約分については、「民間ホール案件〇件」などの提示でもよろしいでしょうか。	様式3-3「⑤手持業務の状況」欄において、守秘義務契約などで提示できない契約分については、可能な範囲で内容を記載し、件数が分かるようにしてください。 例えば、業務名：「民間ホール案件（守秘義務あり）」、発注機関：「守秘義務あり」、履行期間：「R5.12.1～R6.10.31」など。
6	実施要領	実施要領P.4の「4 業務実施方針等」に記載のある「対外的に調査状況を示すタイミング」について、現時点で想定されている時期などがございましたらご教示ください。	提案及び受託者との協議により定めたいと考えており、現時点ではお示しできません。
7	実施要領	実施要領P.4の「4 業務実施方針等」及び「5 提案項目」において、提案書のページの目安が記載されていますが、業務提案書の評価については、作成枚数による評価への影響は無く、内容による評価と考えてよろしいでしょうか。	作成枚数による評価への影響はなく、内容による評価を行います。
8	実施要領	実施要領P.5に「(3) 提出方法 電子メール」と記載されていますが、企画提案書を電子メールにより提出することと併せて、印刷したものを県へ持ち込みにて提出することは可能でしょうか。	企画提案書を紙媒体で提出いただく必要はありませんが、電子データでの提出に加えて、持ち込みされる分には構いません。（持ち込みの有無による評価への影響はありません。）
9	実施要領	実施要領P.5の「(5) 留意事項」において、「PCモニターによる閲覧」により審査とされていますが、利用されるPCモニターのサイズ、特に最も小さいものについてご教示ください。	実際の審査環境を示すものではありませんが、約12インチが最小と想定ください。
10	実施要領	実施要領P.5の「(1) 審査方法」に記載のある「プロポーザル審査会」の人数、審査委員の所属および役職が開示可能であればご教示ください。	審査会の委員の人数、所属及び役職は開示いたしません。

番号	該当箇所	質問内容	回答
11	実施要領	<p>実施要領P. 6に「エ 当日、新たに説明資料を追加することはできない。」と記載がありますが、プレゼンテーションの際に企画提案書に記載されている内容を拡大表示することはよろしいでしょうか。</p>	<p>企画提案書の記載内容を拡大表示することは問題ありません。</p>
12	実施要領	<p>実施要領P. 7に「(4) 受託者及び受託者と資本面又は雇用面等において関連があると認められる事業者は、今後、本件に関する施設整備の事業者の公募に参加し又は当該業務を受託することはできないものとする。なお、受託者から本業務の一部を再委託された者も同様とする。」とあります。 この「受託することはできない」については、再委託も含めて施設整備業務に関わることができないということでしょうか。</p>	<p>本業務の受託者（本業務の一部を再委託された者を含む）は、今後、本件に関する施設整備の業務について、再委託を含めて受託することはできません。</p>
13	仕様書	<p>仕様書（案）P. 2の「発注者が想定する催事の例」に記載されている「基本計画」とは富山県ホームページで公表されている「高岡テクノドーム別館整備基本計画」を指していますでしょうか。</p>	<p>「高岡テクノドーム別館整備基本計画」を指します。 （仕様書の「2 目的」に記載のとおり）</p>
14	仕様書	<p>令和4年度第2回とやま地域プラットフォーム資料「高岡テクノドーム別館整備事業について」の中で、「運営事業者には開催イベントの誘致に取り組んでいただく。」という記載があります。 また、仕様書（案）P. 2の「(2) 整備内容の検討案の作成」において、「①機能の実現の可否だけでなく、必要に応じて関係先にヒアリングを行うなど、興行の誘致の見込み等を考慮したうえで、施設全体として望ましい整備内容を提案すること。」という記載があります。 興行の誘致に関する業務はあくまでも運営事業者の業務範囲であり、本業務においては、施設計画を検討する上で興行の誘致の見込みに配慮する事が求められているという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 興行の誘致に関する業務はあくまでも運営事業者の業務範囲であり、本業務においては、施設計画を検討する上で、興行の誘致の見込みに配慮することを求めています。</p>

番号	該当箇所	質問内容	回答
15	審査基準	別紙3（審査基準）記載の「業務実績及び実施体制」の配点の内訳をご教示ください。	配点の内訳は公表いたしません。
16	その他	令和4年度第2回とやま地域プラットフォーム資料「高岡テクノドーム別館整備事業について」の中で、施設の利用促進・サービス向上を図るため、管理運営に民間活力を導入（設計・建設は県が従来手法で整備し、PFI法による手続きで運営事業者を選定（O方式））と整備手法が示されておりますが、本館・別館とも事業手法は上記の認識でよろしいでしょうか。	令和4年度第2回とやま地域プラットフォーム資料については、別館の展示棟建築工事の入札が中止になる以前のものです。運営に民間活力を導入する方向性は変わっていないと考えており、今後、本業務を行い、また関係の皆さんのご意見もお聞きして、具体的な整備方法について検討してまいりたいと考えています。なお、仕様書P.3の記載内容（「エ 整備に向けた最適な事業手法案」）も参照のうえ、ご提案ください。
17	その他	別館整備に際し、「市場調査・エンドユーザー調査」を実施されていますが、現段階で公表できる資料があれば、ご共有いただくことは可能でしょうか。	市場調査・エンドユーザー調査について、現段階で公表できる資料はありません。
18	その他	富山県高岡地区産業展示施設運営事業実施方針（案）の中で、運営事業者の募集及び選定スケジュールが示されておりますが、運営事業者は選定済みでしょうか。	富山県高岡地区産業展示施設運営事業実施方針（案）については、別館の展示棟建築工事の入札が中止になる以前のものです。運営事業者は未選定です。（運営事業者の募集及び選定スケジュールについては、現時点で未定となっております。）